



愛媛県報

発行 愛媛県

令和3年10月15日金曜日 第250号外1

◇ 目 次 ◇ 条 例

- 愛媛県個人情報保護条例等の一部を改正する条例……………（広報広聴課） …… 1
- 愛媛県個人番号の利用に関する条例及び住民基本台帳法施行条例の一部を改正する条例……………（デジタルシフト推進課） …… 3
- 愛媛県防災対策基本条例の一部を改正する条例……………（防災危機管理課） …… 4
- 公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部を改正する条例……………（薬務衛生課） …… 5
- 愛媛県地域産業振興条例及び愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例……………（経営支援課） …… 5
- 愛媛県木材の供給及び利用の促進に関する条例の一部を改正する条例……………（林業政策課） …… 6
- 愛媛県高齢者、障害者等の移動等の円滑化のために必要な県道の構造に関する基準を定める条例の一部を改正する条例……………（道路建設課） …… 6

条 例

○愛媛県条例第55号

愛媛県個人情報保護条例等の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年10月15日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県個人情報保護条例等の一部を改正する条例

（愛媛県個人情報保護条例の一部改正）

第1条 愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p style="text-align: center;">（オンライン結合による提供の制限）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供することができる。その提供の内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 国の機関、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立したものを除く。第27条第1項において同じ。）に提供するとき。</p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: center;">（個人情報の提供先への通知）</p> <p>第38条 実施機関（議会にあっては、議長）は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>内閣総理大臣</u>及び番号法第19条第8号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第9号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5節 他の制度との調整等</p>	<p style="text-align: center;">（オンライン結合による提供の制限）</p> <p>第12条 省略</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、実施機関は、次の各号のいずれかに該当するときは、オンライン結合により、個人情報を実施機関以外のものに提供することができる。その提供の内容を変更するときも、同様とする。</p> <p>(1)・(2) 省略</p> <p>(3) 国の機関、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項</u>に規定する独立行政法人等をいう。以下同じ。）、他の地方公共団体又は地方独立行政法人（県が設立したものを除く。第27条第1項において同じ。）に提供するとき。</p> <p>(4) 省略</p> <p style="text-align: center;">（個人情報の提供先への通知）</p> <p>第38条 実施機関（議会にあっては、議長）は、訂正決定に基づく個人情報の訂正の実施をした場合において、必要があると認めるときは、当該個人情報の提供先（情報提供等記録にあっては、<u>総務大臣</u>及び番号法第19条第7号に規定する情報照会者若しくは情報提供者又は同条第8号に規定する条例事務関係情報照会者若しくは条例事務関係情報提供者（当該訂正に係る情報提供等記録に記録された者であって、当該実施機関以外のものに限る。））に対し、遅滞なく、その旨を書面により通知しなければならない。</p> <p style="text-align: center;">第5節 他の制度との調整等</p>

解除されるまでの間、避難を継続するものとする。 2 省略	解除されるまでの間、避難を継続するものとする。 2 省略
---------------------------------	---------------------------------

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

○愛媛県条例第58号

公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年10月15日

愛媛県知事 中村時広

公衆浴場設置等の基準等に関する条例の一部を改正する条例

公衆浴場設置等の基準等に関する条例（昭和25年愛媛県条例第24号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第5条 公衆浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(41) 省略 (42) 入浴者に次の行為をさせないこと。 ア おおむね <u>7歳</u> 以上の男女の混浴 イ・ウ 省略 (43)・(44) 省略 2 省略	第5条 公衆浴場の管理は、次に定めるところによらなければならない。 (1)～(41) 省略 (42) 入浴者に次の行為をさせないこと。 ア おおむね <u>10歳</u> 以上の男女の混浴 イ・ウ 省略 (43)・(44) 省略 2 省略

附 則

この条例は、令和4年1月1日から施行する。

○愛媛県条例第59号

愛媛県地域産業振興条例及び愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例を次のように公布する。

令和3年10月15日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県地域産業振興条例及び愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部を改正する条例

(愛媛県地域産業振興条例の一部改正)

第1条 愛媛県地域産業振興条例（昭和54年愛媛県条例第13号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
(定義) 第2条 省略 2 この条例において「創業者」とは、 <u>産業競争力強化法（平成25年法律第98号）第2条第29項第1号及び第3号</u> に掲げる者（中小企業者となることが見込まれる者に限る。）をいう。 3・4 省略	(定義) 第2条 省略 2 この条例において「創業者」とは、 <u>中小企業等経営強化法第2条第3項第1号及び第2号</u> に掲げる者（中小企業者となることが見込まれる者に限る。）をいう。 3・4 省略

(愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例の一部改正)

第2条 愛媛県中小企業者等向け融資に関する損失補償に係る回収納付金を受け取る権利の放棄に関する条例（平成30年愛媛県条例第20号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。